

令和5年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年3月24日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（12名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	吉川 也子
--------	-------	----	-------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	加藤 惠三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典子
都市建設部長	上田 俊雄	上下水道課長	岡村 智生
会計管理者	安藤 晴康	教育次長	本庄 徳光

---

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算審査特別委員長報告について

日程 5. 広報発行常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第1号 斑鳩町議会の個人情報保護に関する条例について

追加日程 2. 発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

9番、横田委員長。

○建設水道常任委員長（横田敏文君） おはようございます。それでは、開会中の3月14日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず、付託議案、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については、奈良県における広域的な水道事業を経営する企業団設立のための検討協議体制として、現行の任意協議会を奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約に基づく法定協議会として設置するとのことです。

委員より、町の水道会計予算決算の今後について質疑があり、答弁されております。

議案第14号については、賛否の討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところでありますが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

次に、認定第1号 町道認定について7路線の説明がありました。委員より質疑はなく、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査である都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、いかるがパークウェイの進捗状況について県道大和高田斑鳩線との交差点部分の整備、県道北側からパークウェイへ西向きに進入するための右折レーンを設置するために、県道を東側へ拡幅する計画があると報告をされました。このことについては、3月24日に地元説明会が実施される予定です。委員より地元説明会の案内について、今後の県道東側の対応について質疑があり、それぞれ答弁されております。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。

委員より、県のため池工事の予算について質疑があり、答弁されております。

2点目として、大和川遊水地整備事業に伴う住民説明会について、令和5年2月19日法隆寺第三団地自治会及び周辺住民に対する説明会を開催したと報告がありました。

委員より、要望や質問の内容について、国の事業スケジュールについて、資産価値への影響について質疑があり、それぞれ答弁されております。

3点目として、公共下水道事業に関することについて、令和4年度の公共下水道工事について、整備延長は約3.6km、整備面積は約6ヘクタール、接続申請件数は4,794件、接続率は77.4%となっていると報告がありました。

委員より質疑はありませんでした。

次に、口頭報告として観光庁所管の観光再始動事業について、この事業募集にあたり、来年度、世界文化遺産に登録されて30周年の記念すべき年であることから、来年度、法隆寺敷地内で開催予定の「和のあかりと未来へのひかり」に合わせてデジタルアート演出や、法隆寺、中宮寺での写経・茶道体験、多言語案内環境整備などを計画し、7,950万円の事業申請を行ったと報告がありました。

委員より、本事業が採択されない場合の事業実施について質疑があり、採択されない場合は実施しないと答弁されております。

次に、その他について、委員より、高安陸自治会の治水対策、水路への要望について質疑があり、答弁されております。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○厚生常任委員長（井上卓也君） おはようございます。それでは、開会中の3月15日に開催しました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました町長提案の6議案についてはすべて原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

1. 付託議案、（1）議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うことから、本条例において所要の改正を行うと説明がありました。

委員より、改正による影響額について等の質疑があり理事者より答弁されています。

賛否の討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。それぞれ反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところではありますが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

次に、（２）議案第３号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、本条例において所要の改正を行うと説明がありました。

次に、（３）議案第４号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民法の改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことから、本条例において所要の改正を行うと説明がありました。

次に、（４）議案第５号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、今回の国民健康保険条例の一部改正について、出産育児一時金の支給額が全国で一律に５０万円に引き上げられることから、本条例において所要の改正を行うと説明がありました。

次に、（５）議案第７号 令和４年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の減額等に関するもので、歳入歳出それぞれ７３２万４千円を減額し、３１億１，９９２万８千円とすると説明がありました。

次に、（６）議案第１５号 令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１５号）について、令和６年４月開園に向け準備を進めている斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備について、工事の着工が遅れているため、年度内に予定していた事業の進捗が見込めないことから、歳入歳出予算の総額を補正することなく、繰越明許費のみの予算補正をすることです。委員より、開発許可申請について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、２．継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、特に報告することはないとのことでした。委員より、伊賀市への搬入について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、３．各課報告事項について、（１）議案第６号 令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１４号）について、住民生活部が所管する内容について説明がありました。

次に、（２）国民健康保険税の課税限度額等の改正(案)について、令和５年度地方税制改正により、中間所得層の負担緩和のため、国民健康保険税の課税限度額等が引き上げられることに伴い、国の法令が改正され次第、斑鳩町国民健康保険税条例の一部の改正について専決処分を行う予定と報告されました。

次に、（３）生駒郡地域外来検査センターについて、迅速なPCR検査等の体制確立のため、生駒郡４町と生駒地区医師会が協力して運営してきたが、新型コロナウイルス感染症の５類移行により、生駒地区医師会と協議の結果、本検査センターを令和５年３月末で廃止すると報告がありました。

次に、（４）生駒郡新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業についても、５類感染症への移行に伴い、令和５年５月７日をもって終了する方向で、生駒地区医師会と最終調整しているとの報告がありました。

最後に、口頭報告として、健康対策課より、新型コロナウイルスワクチン接種について、福祉課から高齢者補聴器購入助成制度の広報について報告がありました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、４．その他について、各委員から質疑、意見はありませんでした。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程３．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の３月１６日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました２議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

まず、議案第２号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。保育園の送迎バスに取り残された園児が死亡した事例など、重大な事故が発生をするなか、児童の安全の確保に関する事項が新たに規定されるなど、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うと説明がありました。委員より、条例の適用について、送迎バス等の点検について質疑があり、理事者

より一定の答弁がなされています。

次に、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）についてです。国税収入の増額や臨時経済対策費の措置等に伴い、普通交付税が増額交付されることなどにより、総額1億950万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ113億9,810万2千円とするものと説明がありました。委員より、繰越明許費補正について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、斑鳩町文化財活用センターの運営「斑鳩考古学講座 巡って学ぼう 斑鳩の文化財」について、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査について、戸垣山古墳と舟塚古墳の発掘調査について、中宮寺跡周辺遺跡の発掘調査について、史跡藤ノ木古墳の石室春季特別公開について、報告がありました。委員より、斑鳩考古学講座の参加者について、参加者の感想について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、各課報告事項について、1、斑鳩町行政改革アクションプラン(案)について、背景と目的、基本方針、とりくみ内容と進捗管理から構成されていると報告がありました。委員より、アンケートの形式、結果の開示について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、口頭報告として、1、放課後児童健全育成事業に係る、子ども・子育て支援交付金の再確定及び当該交付金の返還について、2、職員の逮捕事案について報告がありました。委員より、交付金の返還の原因について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はございませんでした。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程4. 予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○予算審査特別委員長（坂口徹君） それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました、議案第8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算について、

議案第9号から議案第13号までの、令和5年度各特別会計、企業会計予算についての6議案を、3月8日と9日の2日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果についてご報告いたします。

まず、一般会計予算全体と一般会計歳入について説明を受けた後、各部ごとに、一般会計歳出、特別会計、企業会計について説明を受け、質疑を行って審査を進めました。各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上、ここでは報告を省略させていただきます。

審査の結果でございますが、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。その他の5議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、討論となった議案第9号について、それぞれの反対意見、賛成意見の要旨を報告すべきところでございますが、この後の日程において討論の申し出がありますので、省略させていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜りましたことに感謝を申しあげます。理事者の皆さまには、予算審査特別委員会での貴重な意見、提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげ、予算審査特別委員長の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

はじめに、議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を申しあげます。

今回の条例改正では医療分の世帯別平等割が引き下げとなることにより、一部値下げとなる世帯もありますが、大半の世帯では国保税が引き上げとなっており、新たな負担となるものです。町の資料によりますと、税率改定後のひとりあたりの調定額では、現行よりも年間3,778円、会計全体では1,900万円の値上げとなります。このうち値下げとなるのは、40歳未満及び65歳から75歳で年間の所得が43万円の単身

世帯で、年額にすると600円の引き下げ、また同じ条件の二世帯では改定後も国保税は同額となり、値上げにはなりません。しかし、それ以外のすべての世帯で値上げとなります。先の予算審査特別委員で行った討論の中でも触れましたが、県は令和6年度に県下全ての市町村の保険税率を統一しようとしており、それに向けて市町村に対して保険料率の基準を示しています。今回の斑鳩町の税率改定では、県が示す統一保険料率との差額の半分を埋めるための値上げの改定が行われます。今回、町としてできるだけ値上げ幅を抑えようとしている姿勢は見られるのですが、以前から申しあげていますように、国民健康保険特別会計については破綻しており、増える給付費を被保険者の税負担で賄うには限界がきています。国民健康保険の被保険者は構造上、どうしても低所得の方が多くを占めており、なおかつ他の健康保険のように、事業者負担がないために二重に会計を圧迫し、それが被保険者を苦しめる原因となっています。これを解消しようと思えば、国が以前のように事務費も含めておよそ5割という財政負担を行うことが求められていますが、国はそれに応えようとはしません。そこにこそ最大の問題があると考え、引き続き町からも国に対して声をあげていただきたいと思います。また、県の運営についても申しあげますと、県単一化され、県と市町村、どちらもが保険者になっているにもかかわらず、市町村の置かれている状況はどんどんと厳しいものになってきています。これまではそれぞれが独自に行ってきた保険税の減免策が統一化され、一般会計からの繰入れについても原則禁止、また県内のどこに住んでいても保険料が同じになるようにするという一方で、保険料率の統一化を進め、市町村の裁量が次々を奪われています。さらに市と町村で収納率に差をつけ、市の不足分を町村が負担する形になっており、こうした不平等な取り扱いについては解消するよう、こちらも引き続き県に声をあげていっていただきたいと思います。

法律の改定によって、国民健康保険制度が県単一化されてしまった、そのことはどうしようもないのですが、私はこの県単一化によって、結局、被保険者にそのしわ寄せがよっていることは見過ごすわけにはいきません。私自身、引き続き直接、国や県に対しても問題点の改善を求めていこうと考えていますが、今回、保険税の改定により値上げとなる、今回の条例改正については賛成できないということを申しあげ、私の反対の立場からの意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた保険税水準の再推計が実施され、その目標となる保険税水準が明らかにされたことを受け、税率改定が行われるものであります。この国民健康保険税の改定については、斑鳩町からの諮問を受け、国民健康保険運営協議会での審議を経て、答申を得たものであり、手続きも適切であると考えます。

また、これまでの国民健康保険運営協議会が出された答申の趣旨を踏まえながら、被保険者への急激な負担増を求めることがないよう、また収支で赤字が発生しないよう検討されており、今回の改定はやむを得ないものと理解できるものです。

今後も、安定した国民健康保険の財政運営を図るため、収納対策の強化や医療費の適正化などに努めていただくことをお願いしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第1号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第2号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第4号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対意見を述べます。

これまでも私は、日本共産党議員として国民健康保険税の増額をはじめ、県での統一化について、多々反対を表明してきました。令和6年度に県での統一が実施される予定で進められており、それに合わせての増額改正予算であります。階層ごとには額の差はありますが、全体の増収見込みは1,900万円になります。町の推計では被保険者は令和4年度から5年度では世帯数では約400世帯、人数では約300人が減少します。単純計算ですが、推計人数5千人で増収分を割ると一人3,800円となります。予算審査特別委員会での賛成者の弁によると、予定している増税分を令和5年度と6年度の2回に分けて値上げすることで急激な増税とならないように工夫しているとありましたが、賛成者にも住民の悲痛な声が聞こえてないはずはありません。コロナ禍に続く物価の急高騰、生活が維持できない家計困窮の今、住民のふところは温まる時はありません。受診控えだけではなく食費や光熱費を節約し、もう切り詰めるところはないと言う住民に税の増額改正のお知らせを送付するのですか。県、国からの支出金を増額することを町として求めることを強く望みまして、私の反対意見といたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番(嶋田善行君) 議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げます。

奈良県では、令和6年度に県内市町村の保険料率を統一化することとされており、また、今後、高齢化の進展により一人当たりの医療費は増加すると見込まれています。

このため、県は各市町村に対し、令和6年度に向けて計画的に保険税水準を見直すように促しております。そうしたなかで、本町の国民健康保険運営協議会におきまして、令和5年度の保険税率について慎重審議され、これまでの答申を踏まえ、被保険者の急な負担増とならないよう、また本特別会計の各区分の収支を見るなかで、改定を行うことで答申されたところであります。

この答申にもとづき見直された内容で、本特別会計予算が編成されており、本特別会計の収支を考えますと、将来にむかって負担を積み残さない妥当なものと考え、賛成いたします。議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第9号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第10号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、反対の立場から意見を申しあげます。

各自治体で行っている水道事業を県営水道水を供給することで肩代わりするための、奈良県広域水道企業団を設立するための準備協議会の設置です。

この議案は直接企業団を具体化するのではなくその事前準備であります。しかし確実に企業団設立に続くものです。これまでにも、町からの報告や現状の調査検討結果を議会へ示して、県営水道水100パーセントへの移行が、今後の維持経費等の莫大な負担軽減につながる等、協議を重ねてきました。私は全面的に否定するものではありませんが、危惧する部分がありますので意見を述べます。

県は将来的にも民営化については行わないと言っていますが、この保証は疑わしいと思っています。昨日告示された県知事選挙の結果次第ではどう変わるか計り知れません。

地方自治体は本来営利目的ではありません。災害時の対策、料金の設定等、国、県の押し付けではなく、住民の意見が生かされるものかを注視してまいりたいと思います。

以上、私の反対意見でございます。ご賛同をよろしくお願いいたします

○議長(伴吉晴君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

近年、水道事業をとりまく状況は大きく変化しており、人口減少による水需要の減少や、昭和40年代を中心に整備した水道施設の老朽化が進み、施設の更新に多大な費用が発生することが懸念されます。さらに、水道職員の減少による技術力の低下など、事業運営についても、厳しい状況になることが予想されます。また、地震や豪雨、台風等の自然災害が多く発生するなかで、盤石な危機管理体制を築いていただかなくてはなりません。これらの課題は、水道事業を担う市町村の共通の課題であり、特に、規模が小さい市町村にとっては、更新事業に係る財源やマンパワーの補充についての解決策は非常に難しい状況であります。こうしたことから、水道事業者の個別の事情を越えて広域で連携する方策が有効であるとして、平成29年度から県内の水道事業を担う市町村が主体となって県域一体化について議論が進められ、令和6年度末に企業団を設立して令和7年度からの事業統合が計画されています。

一体化では、国の交付金、奈良県の財政支援が活用できることや、施設の広域化により効率的な施設運営が図れること、老朽管の更新についても、安定した財源から、より整備の推進が図られること、また、市町村区域を越えて人的支援が有効的に実施できることなど、水道事業の抱える課題解決に向けて非常に有効な方策であると考えます。

統合後の奈良県広域水道企業団の基本計画では、統合の形態は事業統合とし、事業運営は企業団が主体的に公営企業として実施し、コンセッション事業への移行や民営化は行わないことが示されております。今回の、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についての議案は、県内の関係団体が直面する課題に広域で連携して水道事業にとりくむ最初の一步でございます。今後も将来にわたって安全で安心な水道水が災害時を含め持続的に供給できる体制を目指してとりくんでいただくことを要望いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第14号については、賛成多数で可決されました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定されました。

次に、議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております、追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例について、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号、追加日程2. 発議第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番(木澤正男君) それでは、発議第1号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例について、提案の説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案書を読みあげます。

発議第1号

## 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月24日 提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、最終ページの要旨をもって説明とさせていただきますと思います。

### 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例（要旨）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の議会は、個人情報保護に関し自律的な措置を講ずる必要があることから、本条例において、斑鳩町議会における個人情報の保護の適正な取扱い等に関し必要な事項を定めるものであります。

#### 1. 主な制定内容

##### （1）開示請求に係る手数料等（第30条関係）

保有個人情報の開示請求にかかる手数料は、無料とする。なお、保有個人情報の開示が写しの交付により行われる場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととする。

##### （2）審査会への諮問（第45条及び第50条関係）

開示決定、訂正決定、利用停止決定又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、斑鳩町が設置する斑鳩町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととする。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、審査会に諮問することができることとする。

##### （3）罰則（第53条～第57条関係）

職員、受託業務に従事している者等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等における罰則を定める。

#### 2. 施行期日等

##### （1）施行期日

令和5年4月1日から施行します。

##### （2）斑鳩町個人情報保護審査会条例の一部改正

斑鳩町個人情報保護審査会の所掌事務に、議長による開示決定等に対する審査請求に係る諮問に応じた調査審議及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くための諮問に応じた調査審議を加えます。

以上で、発議第1号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは、発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第2号

斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月24日 提出

議 会 議 員

溝 部 真 紀 子

齋 藤 文 夫

大 森 恒 太 朗

嶋 田 善 行

坂 口 徹

奥 村 容 子

それでは、要旨の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

#### 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例について（要旨）

地方自治法の一部を改正する法律（令和４年法律第１０１号）が令和４年１２月１６日に公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### １．主な改正内容

##### （１）工事等の契約に関する遵守事項の緩和（第４条の改正規定）

地方自治法の改正により、地方公共団体の議会の議員個人による請負に関する規制の緩和が図られたことを受け、本改正内容との整合性を図るため、議員本人又は議員の親族等が役員をしている企業等にあつては、各会計年度において支払を受ける工事等の対価の総額が地方自治法施行令で定める額を超えない場合は、工事等にかかる契約の辞退規定の対象外とする改正を行うものであります。

#### ２．施行期日

令和５年４月１日から施行します。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

１１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） それでは、発議第２号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例について、反対意見を述べます。

令和４年１２月に成立した地方自治法の一部を改正する法律案は、地方議会議員の請負の禁止規定を緩和し、政令で定める額まで解禁しようとするものです。提案者の自民党などは、町村議会の議員のなり手不足を理由にしていますが、請負の禁止は議員活動と行政執行の公正にかかわる規定であり、改正は必要ないと考えます。行政の契約や取引行為をチェックする役割を持つ議会の場で、請負業者である議員による地位利用や談合が横行することさえ懸念されます。議員のなり手不足対策では、町村議の供託金の廃止や、被選挙権年齢の引き下げこそやるべきでございませう。斑鳩町ではなり手不足とは無縁のようです。改正の必要はないと考えます。以上の理由により反対をいたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

7番 嶋田議員。

- 7番（嶋田善行君） 発議第2号 斑鳩町政治倫理条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和4年12月に、地方議会議員の兼業規制を緩和する地方自治法の一部が改正されました。今回の改正により、従来、一律に禁止されていた地方公共団体からの議員の請負について、各会計年度においての支払の総額の上限は300万円とすることとされました。現行の斑鳩町政治倫理条例は、議員本人でなく、一親等以内か同居の家族にも請負の禁止を求めています。しかしながら、上位法優位の原則にもとづき、また本改正と本条例の整合性をはかるべきであります。

以上のことから、本条例の改正は必要であると考えます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（伴吉晴君） これをもって討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

- 議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、発議第2号については、賛成多数で可決されました。

次に、日程5. 広報発行常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

広報発行常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。広報発行常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。広報発行常任委員長にはよろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

- 町長（中西和夫君） 令和5年第1回斑鳩町議会定例会の閉会にあたりまして、ひとこ

とごあいさつを申し上げます。

本定例会では、追加議案を含め46議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、去る2月28日の開会日から本日まで終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに厚くお礼を申し上げます。

本日ご承認いただきました令和5年度予算に基づき、しっかりと住民の皆様へ寄り添い、和の心で未来へ続く斑鳩を創造していくため、職員ともども一丸となって諸施策の実施に積極的にとりくんでまいりますので、さらなるご支援、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

春分も過ぎ、寒さも緩んでまいりましたが、まだまだ肌寒い日や天候不順の日もございます。議員皆様方にはくれぐれもご自愛くださいますよう、お祈り申し上げ、本定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） それでは、令和5年第1回斑鳩町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

2月28日から25日間の会期中、議員皆様には終始熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

理事者の皆様におかれましては、4年間にわたり各議員から寄せられました意見等を十分に踏まえて、町政発展のため、より一層力を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員皆様、理事者の皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

これをもって、令和5年第1回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

（午前10時33分 閉会）